

第1章 総合福祉計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

私たちの暮らしの中では、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、地域・家庭・職場といった生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しています。これまでの社会保障制度は、社会のしくみの中で、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活の必要な機能ごとに公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られてきました。

しかし、近年、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場等の生活領域における支え合いの基盤が弱まって来ています。暮らしの中での人と人のつながりが弱まる中、これらを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認めあい、支え合うことで、孤立せずその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少は、地域社会や経済の担い手の減少を招き、耕作放棄地や空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題を顕在化させています。また、昨今、様々な分野の課題が絡み合い、複雑化し、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況も生まれています。

総合福祉計画は、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や地域が主体となって参画し、人と人、人と資源が分野を超えてつながることで、箕輪町第5次振興計画「みんなで創る 未来へつながる暮らしやすい箕輪町」を目指して作成しました。

第2節 計画の位置付け

この計画は、箕輪町第5次振興計画における「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」の実現のために、第5次振興計画の施策を具体化する総合福祉計画として策定します。また、地域共生社会の実現のため地域福祉計画を福祉分野の上位計画に位置付けました。

1 地域福祉計画

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による「箕輪町地域福祉計画」、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条の規定に基づく「箕輪町再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定に基づく「箕輪町成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

また、「地域福祉計画」と箕輪町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計

画」は、目指すべき方向性を同じくするため、相互に連携・補完し合う関係にあります。

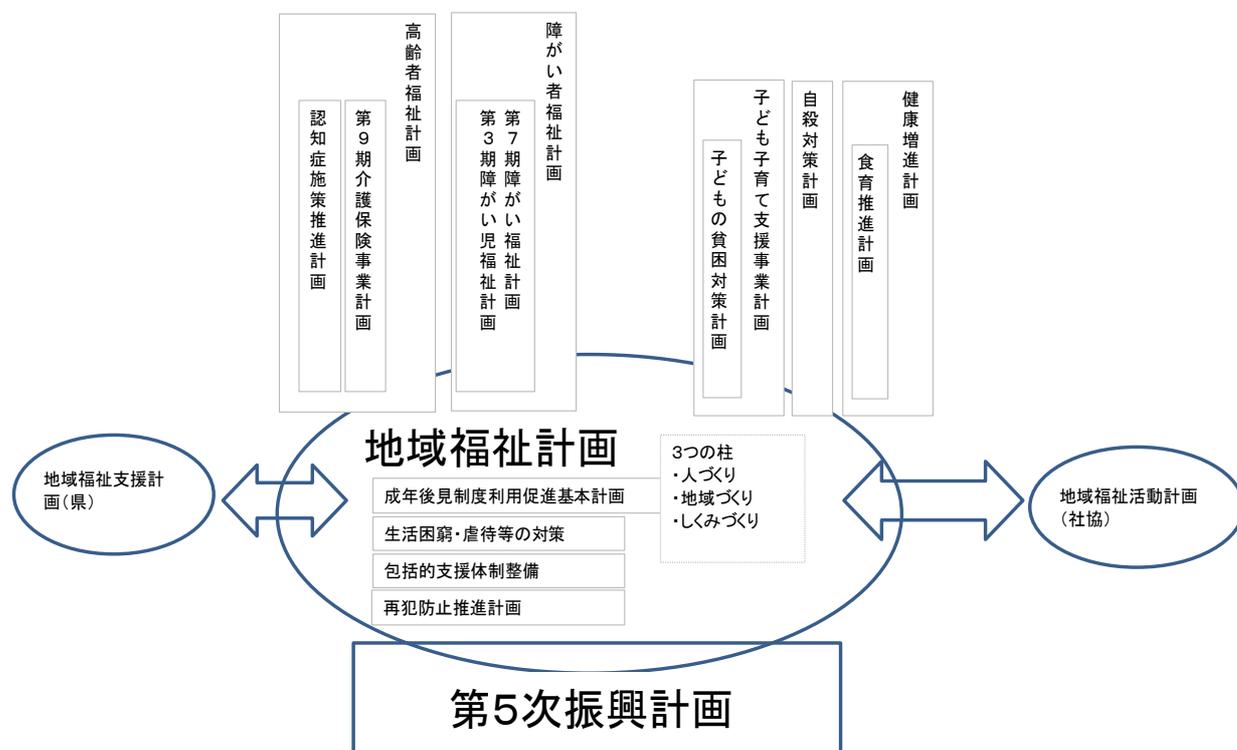
2 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による「箕輪町高齢者福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく「第9期介護保険事業計画」、また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づく「箕輪町認知症施策推進計画」として一体的に策定するものです。

3 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく、「箕輪町障がい者計画」及び「第7期箕輪町障がい福祉計画」を策定します。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく「第3期箕輪町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。



第3節 計画の基本理念と基本方針

1 計画の基本理念

箕輪町第5次振興計画では、「みんなで創る、未来につながる、暮らしやすい箕輪町」を基本理念に掲げ、行政と町民みんなが心をつなげて人口減少時代への挑戦“箕輪チャレンジ”に取り組んでいます。

当計画においては、第5次振興計画の基本計画で掲げた「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」を計画の基本理念とします。

2 計画の基本方針

基本理念である「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」を各計画内で実現するために、次の3つを基本方針とします。

地域福祉

住民一人ひとりが互いに支え合うという意識を持ち、助け合いながら隣近所の結びつきを深め、地域が一体となってまちづくりを進めていくために、

「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」

を目指します。

高齢者福祉

高齢者の増加、特に2035年にかけて医療・介護ニーズの多い85歳以上の高齢者が急増する局面を迎え、支え手となる医療介護人材の不足に対応するため、地域のフルメンバーで支えあえる体制づくりを進めることで、

「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくり」

を目指します。

障がい福祉

障がいは多種多様であり、年齢も幼児期から高齢期までと幅がありますが、誰もが地域を構成する一員です。個々の能力を最大限に発揮し、その人らしく自立した生活を送ることができる地域社会をつくるために、

「障がい者が共に暮らせるまちづくり」

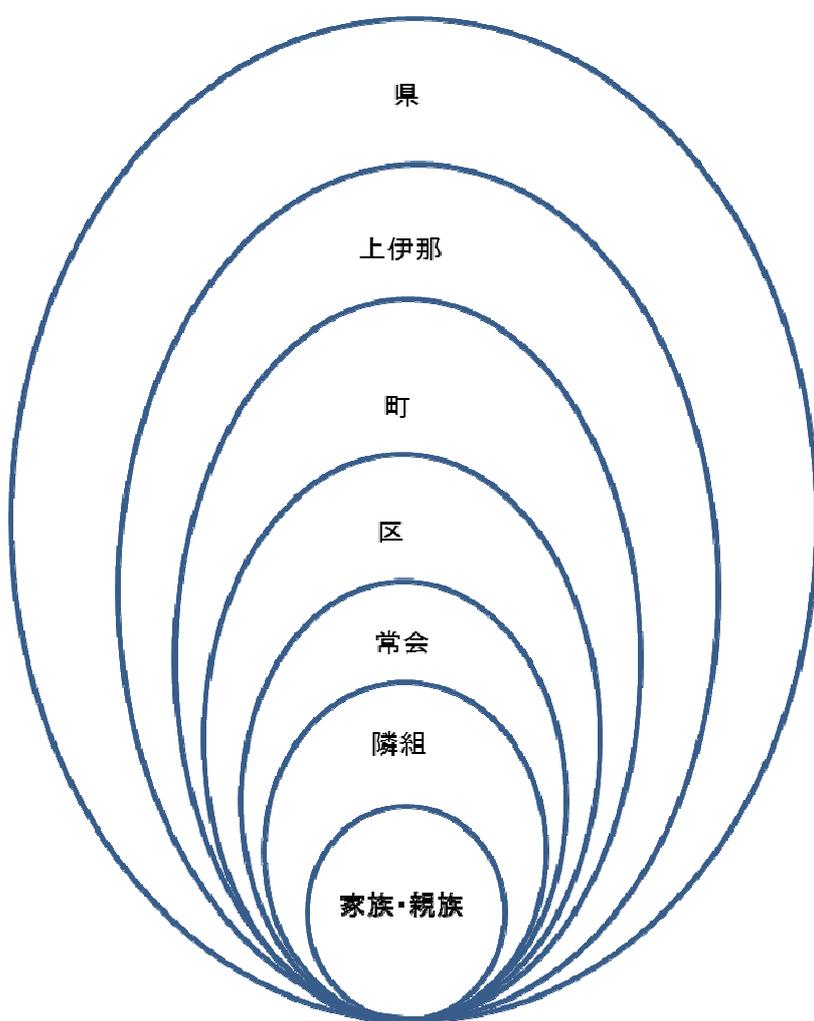
を目指します。

第4節 日常生活圏域

箕輪町は地理的に役場（地域包括支援センター）から半径5キロ以内に15の区と8つの保育園、5つの小学校、1つの中学校があります。

また、公共交通機関の町内巡回バスの一基点として役場（地域包括支援センター設置）があり、交通弱者でもある高齢者等が相談するにしても利便性が良いことから、中学校区を単位とした町全体を一つの圏域としつつ、地域における活動については各区を単位として設定します。

（圏域イメージ図）



第5節 計画の期間

総合福祉計画は、以下の各計画を束ねたものとしてこれまで3年1期を基本とした計画としてきましたが、地域福祉計画は、町の振興計画期間と高齢者や障がい者に係る計画との関係を考慮し、6年（令和3年度～令和8年度）としました。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間は法令に合わせ3年毎の見直しとし、いずれの計画も関係する法令等の改正、社会保障制度の変更等があった場合は、他の関連する計画との整合性を図りながら、計画期間中の成果を踏まえた上で必要な見直しを行います。

（計画期間イメージ図）

第4期総合福祉計画について

1 計画の期間及び体系

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
箕輪町第5次振興計画										

第3期地域福祉計画	第4期地域福祉計画	第5期地域福祉計画（2021年～2026年） 〔 成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画（2024年～） 〕
-----------	-----------	--

	老人福祉計画	高齢者福祉計画	高齢者福祉計画 認知症施策推進計画
第6期介護保険事業計画	第7期介護保険事業計画	第8期介護保険事業計画	第9期介護保険事業計画

	障がい者計画	障がい者計画	障がい者計画
第4期	第5期障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画
	第1期障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画